

レターパックプラスの集荷を行うことの周知方法の改善について

— 日本郵便株式会社からの回答要旨 —

標記について、平成 25 年 12 月 25 日に日本郵便株式会社にあっせんしたところ、あっせん内容に基づき、平成 26 年 1 月 31 日付けで、適切にご案内のため適宜の機会に社員を指導する旨の回答がありました。